

医療法人社団 廣風会 介護老人保健施設 ラ・クラルテ

入所 運営規程

(施設の目的)

第1条 医療法人社団廣風会が開設するラ・クラルテ(以下「施設」という。)が行う介護老人保健施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護状態にある高齢者(以下「入所者」という。)に対し、適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の従業者は、可能な限り、利用者の居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練(リハビリテーション)、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。またリハビリテーションを通して「心身機能」「活動」「参加」等の生活機能の維持・向上を図るものとする。

- 2 施設は、入所者の意思及び人格を十分に尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するように努めるものとする。
- 3 施設は、できる限り明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 介護老人保健施設 ラ・クラルテ
- (2) 所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町656番地1

(従業員の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種		日 勤	夜 勤	常勤換算	職 務 内 容
医師(兼管理者) 医 師	常 勤	1		1.0	施設の従業者の管理及び業務の管理を行い、入所者に対する健康管理及び療養上の指導を行う
	非常勤	2		0.5	
薬 剤 師	常 勤				入所者に関する必要な薬剤管理業務等を行う
	非常勤	2		0.9	
看護職員	常 勤		6	6.0	入所者に対する健康管理等必要な看護業務を行う
	非常勤		11	4.0	
介護職員	常 勤		44	44	入所者に対する日常の世話等必要な介護業務を行う
	非常勤		5	1.8	
支援相談員	常 勤	2		2.0	施設入所の申込み及び相談業務等を行う
	非常勤				
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	常 勤	9		6.6	入所者に対して必要な機能訓練等を行う
	非常勤	3		0.1	
歯科衛生士	常 勤	1		0.5	入所者に対して必要な口腔の指導を行う
	非常勤				
介護支援専門員	常 勤	2		2.0	施設サービス計画の作成及びその実施状況の把握を行う
	非常勤				
管理栄養士	常 勤	1		1.0	入所者の食事に関する必要な栄養管理を行う
	非常勤				
事務職員	常 勤	3		3.0	施設内の事務管理を行う
	非常勤				

(入所定員)

第5条 施設の定員は下記のとおりとする。

(1) 定員 150名 (うち認知症専門棟54名)

(2) 療養室 個室:22室 4人室:32室

(入所者に対する介護老人保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴・清拭等による清潔の保持
- (2) 食事、排泄、離床、着替え、整容等日常生活上の世話
- (3) 相談及び援助
- (4) レクリエーション、行事等の教養娯楽
- (5) 必要な行政機関への手続きの援助等、社会生活上の便宜の提供
- (6) 機能訓練
- (7) 健康管理
- (8) その他必要な介護老人保健施設サービスの提供

2 介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち、各利用者の負担割合に応じた額とする。

3 食費にかかる自己負担額は1日2,400円とする。

材料費	朝食 330円	昼食 360円	夕食 360円
調理コスト	朝食 450円	昼食 450円	夕食 450円

4 その他の費用として入所者から費用の額の支払いを受ける内容は、以下のとおりとする。

- (1) 居住費
金額：1日 530円 (多床室)
金額：1日 1731円 (個室)
- (2) 特別な室料 (個室利用者のみ)
金額：1日 2,500円 (別途 消費税がかかります)
- (3) 理美容代

美容料金表		理容料金表	
カット	2,200円～	カット	2,200円～
シャンプー	1,100円～	坊主	1,980円
ブロー	1,100円～	シャンプー	1,100円～
パーマ(カット、ブロー付)	3,850円～	髯剃り	770円～
毛染め(カット、ブロー付)	3,850円～		
顔剃り	1,100円		
ベッドサイド			
カット	2,530円～	カット	2,530円～
シャンプー	1,650円～	坊主	2,310円

ブロー	1,430円～	シャンプー	1,650円
-----	---------	-------	--------

- (4) 日用品（個別に使用するシャンプー、ボディーソープ、ティッシュペーパー等）（利用者の希望により単品個別提供も可）
1日 5円～360円（利用者の希望で提供した場合・業者委託）
- (5) 教養娯楽費（クラブ活動等の材料費）
1日 105円（利用者の希望で提供した場合）
- (6) 健康管理費（インフルエンザの予防接種代）
入所者の希望で提供した場合 実費
- (7) 私物洗濯代（利用者の希望で提供した場合）
1日 210円（業者直接取扱）
1日 525円（日用品とセットの場合）
- (8) タオル・セット（利用者の希望で提供した場合）
（利用者の希望により単品提供も可）
1日 210円（業者直接取扱）
- (9) 日用品・タオル・寝巻きセット（利用者の希望で提供した場合）（利用者の希望により単品提供も可）
1日 891円（業者直接取扱）
- (10) 日用品等の単品個別提供の料金は〈別紙1〉参照
- (11) ティータイム（利用者の希望で提供した場合）
1日 157円
- (12) 電気代（テレビ及び電気毛布等持込の場合）
1日 32円
- (13) 成年後見人の手続書類一式（手続が必要となり依頼があった場合）
104,762円
- (14) 死体検案書又は、死亡診断書（施設内にて亡くなられた場合）
33,000円
- (15) 一般診断書・傷病手当金請求書（利用者より依頼があった場合）
3,300円
- (16) 特別診断書（利用者より依頼があった場合）
5,500円・8,800円
- (17) 領収証再発行手数料（利用者より依頼があった場合）
550円
- (18) 一般証明書発行手数料（利用者より依頼があった場合）
1,100円
- (19) 個人の嗜好品、特別行事費（誕生日会・クリスマス会等）、電話代（電

報等)、新聞代、他科受診(本人負担分を施設が立替えた場合)、その他(利用者の希望で提供した場合)

実費

(20) その他診断書等の書式

内規による

5 通常のサービス提供の範囲を超えて、入所者から費用の額の支払いを受ける内容は以下のとおりとする。

(1) 行事代 実費(利用者の希望で参加した場合)

(2) 行事食 実費(週に1回利用者の希望で提供した場合)

6 第2項から第5項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けることとする。

(施設の利用にあたっての留意事項)

第7条 施設を利用するにあたって、入所者は宗教活動を目的とした勧誘・暴力行為その他、他の入所者に迷惑を及ぼす言動は行ってはならないものとする。

2 外出・外泊を行う際には、必ず外出簿に必要事項を記入すること。なお、安全のため家族又は、職員が付き添うことを原則とする。

3 3ヶ月を目途に入所継続判定会議を行うものとする。

(身体の拘束など)

第8条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。ただし、当該入所者又は

他の入所者等の生命又は身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその状態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

第8条の2 当施設は、入所者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施

(2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 当施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(褥瘡対策など)

第9条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な介護を努めるとともに、褥瘡対策指針(別途)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(感染症及び食中毒の対策等)

第10条 当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行い、当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる為の体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の為の指針を定め、入所者の安全を図ることとする。

(事故報告及び損害賠償)

第11条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別途)を定め、介護・医療事故を防止する為の体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 容態急変などの緊急時の連絡は、時間に関わらず、申込書にご記入いただいた緊急連絡先にご連絡するものとする。その他急を要しないものについては、夜22時から翌朝8時までを除いた時間にご連絡するものとする。
- 4 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して、保険にて対応する。保険以外のカバーすべき内容に関してはその都度話し合いにより解決を図る。利用者の責に帰すべき事由により当施設が損害を被った場合、利用者・扶養者及び保証人は連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第12条 施設は防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害・地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

- 2 施設は前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(緊急時等における対処方法)

第13条 利用者の状態に急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに協力医療機関へ連絡を行なうとともに家族へ連絡するものとする。

- 2 前項の措置を講じた職員は、その状況を施設長に報告しなければならない。

(協力医療機関等)

第14条 当施設では、下記医療機関・歯科医療機関に協力体制を依頼するものとする。

緊急の場合には、原則として下記医療機関に搬送する。また、場合により施設への来所、搬送先への訪問をお願いする場合もある。

協力医療機関

名 称 : 鴨居病院

住 所 : 神奈川県横浜市緑区鴨居町 5-27-10

連絡先 : 電話 045-933-1911 FAX 045-934-0646

名 称 : 牧野記念病院

住 所 : 神奈川県横浜市緑区鴨居 2-21-11

連絡先 : 電話 045-933-4111 FAX 045-937-4659

名 称 : 上白根病院

住 所 : 神奈川県横浜市旭区上白根 2-65-1

連絡先 : 電話 045-951-3221 FAX 045-951-3255

名 称 : 竹山病院

住 所 : 神奈川県横浜市緑区竹山 3-1-9

連絡先 : 電話 045-932-1668 FAX 045-935-0046

協力歯科医療機関

名 称 : 橋本歯科医院

住 所 : 神奈川県横浜市神奈川区菅田町 1659-1

連絡先 : 電話 045-473-5115 FAX045-474-3520

(苦情処理)

第15条 利用者の苦情への適切な対応により、利用者の満足感を高めるとともに、利用者個人の権利を擁護することができるよう支援する。

(別紙記載)

(その他施設の運営に関する重要事項)

第16条 施設は、従業者の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内

(2) 継続研修 年4回

- 2 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団廣風会施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成15年6月15日から施行する。
この規程は平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程の一部改正は平成21年5月1日から施行する。
この規程の一部改正は平成21年6月1日から施行する。
この規程の一部改正は平成21年9月1日から施行する。
この規程の一部改正は平成22年6月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成23年8月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成24年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成25年12月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成26年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成27年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は平成27年8月1日から施行する。
この規定の一部改正は令和元年10月1日から施行する。
この規定の一部改正は令和3年4月1日から施行する。
この規定の一部改正は令和5年4月1日から施行する。